

ヒアリング等の進め方について

平成 26 年 11 月
消費者委員会事務局

○目的

- ・ 個別の論点の本格的な検討に先立ち、別紙の各論点について、必要と考えられる見直しの内容（その必要性、実務への影響、民法（債権関係）改正との関係等）に関する御意見をいただく。
- ・ 立法を意識した上で、あり得ると考えられる案を積極的に出していただく。
（消費者相談等の実態を踏まえて必要と考えられる消費者団体からの御提案や、公正・健全な消費者取引の促進や市場における適切な行動規範といった視点から必要と考えられる事業者団体からの御提案等をいただく）

○内容

- ・ 事業者団体や消費者団体からのヒアリング等
- ・ 委員からのプレゼンテーション等

※ヒアリング等（11月～2月頃までに実施予定）の終了後、御意見や御提案を受け付けないというものではないが、現時点でお気づきの点について積極的に御意見や御提案をいただきたいという趣旨である。

以 上

◎ 総論				
テーマ	これまでに示された主な提案	「消費者契約法に関する調査作業チーム」論点整理の報告 関連ページ	消費者契約法の運用状況に関する検討会 報告書 関連ページ	主な御意見
消費者性・事業者性の明確化区分について(消費者契約性)(第2条)	・「消費者」の概念を拡充してはどうか	144, 165	3	
消費者契約の内容の情報提供(第3条第1項)	・情報提供義務を法的義務としてはどうか	8	10	
	・透明性の原則、条項作成者不利の原則に係る規律、その他解釈準則を導入してはどうか	41, 67, 109	16	
消費者の努力義務(第3条第2項)	・消費者の努力義務の在り方について再検討してはどうか		18	

◎ その他				
テーマ	これまでに示された主な提案	「消費者契約法に関する調査作業チーム」論点整理の報告 関連ページ	消費者契約法の運用状況に関する検討会 報告書 関連ページ	主な御意見
約款規制	・どのような場合に約款に法的拘束力が認められるのか(組入要件)、予想できない不利益な条項が約款に含まれていた場合にその条項に法的拘束力が認められるのか(不意打ち条項)、どのような手続により約款を変更できるのか(変更要件)などの約款規制に関する規律を設けてはどうか	41	72	
抗弁の接続	・消費者契約法において、第三者型与信契約における抗弁の接続の法理を規定してはどうか	129	74	
複数契約の無効・取消し・解除	・関連した複数の契約のうち、一つが法的効力を失った場合の他の契約の法的効力について、消費者契約法において一般的な規律を設けてはどうか	109	75	
継続的契約の中途解約権	・消費者・事業者間の継続的契約については、消費者は将来に向けて契約を任意に解除することができることとしてはどうか	124	77	

◎ 不当勧誘(誤認・困惑・その他)				
テーマ	これまでに示された主な提案	「消費者契約法に関する調査作業チーム」論点整理の報告関連ページ	消費者契約法の運用状況に関する検討会報告書関連ページ	主な御意見
事業者の行為による誤認(「勧誘」)(第4条第1項、第2項)	・広告等による働きかけも不当勧誘規制の対象となる「勧誘」に含めてはどうか	8, 24	20	
不実告知(第4条第1項第1号)	・不実要件の在り方につき再検討してはどうか ・告知要件の在り方につき再検討してはどうか		24 25	
断定的判断の提供(第4条第1項第2号)	・「将来における変動が不確実な事項」に関し、財産上の利益に影響しない事項へも適用してはどうか	8	26	
不利益事実の不告知(第4条第2項)	・先行行為要件及び故意要件の双方又は一方を不要としてはどうか	8	28	
「重要事項」(第4条第4項)	・契約締結の動機に係る事項を「重要事項」に含めてはどうか	8	31	
不退去(第4条第3項第1号) 退去妨害(第4条第3項第2号)	・困惑類型を不退去及び退去妨害以外にも拡充してはどうか	15	36	
媒介者、代理人の不当勧誘(第5条)	・「媒介」要件につき対象となる場合を拡充してはどうか	20	37	
取消権の行使期間(第7条)	・取消権の行使期間を長期化してはどうか	20	39	
その他	(法定追認の適用除外) ・消費者契約法に基づく取消権に関し、法定追認の適用の除外の在り方について再検討してはどうか	20	41	
	(不当勧誘行為の効果) ・一定の場合に消費者の不当利得返還義務の範囲を減縮する規律を設けてはどうか ・不当勧誘行為の効果として、損害賠償義務を定めてはどうか	8, 15, 20	42	
	(不当勧誘行為に関する一般規定) ・判断力の不足等によって、消費者が契約を締結するかどうかについて合理的な判断ができない事情にあることを事業者が不当に利用して契約を締結させるといった事案に対応した規律(状況の濫用、暴利行為など)や、いわゆる適合性原則、不招請勧誘といった規律を導入してはどうか	15, 49, 56, 102, 163	45	

◎ 不当条項				
テーマ	これまでに示された主な提案	「消費者契約法に関する調査作業チーム」論点整理の報告関連ページ	消費者契約法の運用状況に関する検討会報告書関連ページ	主な御意見
事業者の損害賠償責任を免除する条項(第8条)	・「故意又は重過失」要件について、軽過失の場合を含めてはどうか	67	53	
消費者が支払う違約金等の額を過大に設定する条項(第9条第1号)	・「解除に伴う」要件を不要としてはどうか	67	54	
	・「平均的な損害の額」の意義を明確化してはどうか	67	55	
	・「平均的な損害の額」につき事業者が立証責任を負うこととしてはどうか	67	57	
年14.6%を超える遅延損害金を定める条項(第9条第2号)	・経済情勢を踏まえ、年14.6%という利率の上限を見直してはどうか		59	
消費者の利益を一方的に害する条項(第10条)	・法第10条の前段要件につき、明文の任意規定に限定されない旨判示した最高裁判例を踏まえた改正をしてはどうか	95	60	
	・法第10条の後段要件につき、消費者契約法の趣旨、目的に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、「消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考慮して判断されるべきである」と判示した最高裁判例を踏まえた改正をしてはどうか	95	60	
その他	(中心条項への適用) ・中心条項に対する不当条項規制の適用の在り方について再検討してはどうか	102	63	
	(不当条項リスト) ・法第8条及び第9条以外にも、不当と思われる条項をブラックリスト等として類型化してはどうか 例えば以下のもの ①人身損害について事業者の責任を免除又は制限する規定 ②事業者が正当な理由なく自己の債務を履行しないことを許容する規定 ③消費者の解除権・解約権・取消権を制限する規定 ④事業者に不相当な解除権・解約権を付与する規定 ⑤専属的裁判管轄合意規定 ⑥金銭消費貸借契約の期限前弁済における利息相当額の賠償を求める規定 ⑦サルベージ条項 ⑧消費者に不相当な先履行を求める規定 ⑨立証責任を転換する規定 ⑩事業者による自力救済を認める規定 ⑪事業者の負担を消費者に転嫁する条項 ⑫消費者に高額な損害賠償をさせる規定 ⑬消費者に責任がない事項についても責任を負わせる規定 ⑭不当条項が含まれているとしても同意する旨の規定 ⑮事業者に一方的な権限を認める規定	67, 124	64	